



令和6年12月16日

墨田区長 山 本 亨 様

墨田区公契約審議会  
会長 鈴木 利 治



令和7年度労働報酬下限額の設定について（答申）

令和6年10月11日付け6墨総契第313号により諮問のありました標記の件につきまして、墨田区公契約条例第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者、一人親方

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない、「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」の3職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用し、当該3職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

| 職種      | 準用する職種 |
|---------|--------|
| タイル工    | 内装工    |
| 屋根ふき工   | 板金工    |
| 建築ブロック工 | 石工     |

(2) (1)以外の労働者等（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

1時間あたり1,349円とするのが妥当である。

